

新型コロナウイルス感染症に絡む項目を確認していきます。(No.2)

【労働基準法】

■雇用調整助成金とは

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度。

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整（休業、教育訓練または出向）を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に助成されます。

■休業手当（労働基準法 26 条）

使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の 100 分の 60 以上の手当を支払わなければならない。

- 平均賃金の算定事由…5つ

「解雇予告手当」「休業手当」「年次有給休暇中の賃金」「災害補償」「減給の制裁の制限」

■賃金（法 11 条）

- 「休業手当」は賃金に該当。

- 「休業補償」（法 76 条）賃金に該当しない。

（平均賃金の 100 分の 60。100 分の 60 を超える場合でも、休業補償に変わりはなく、賃金に該当しない。）

関連ページ（ノースウエスト航空事件）